

メタバース(仮想空間)向け生命保険の法的可能性

泉 裕 章

■アブストラクト

本稿は、「アバターの生死に関する保険は、少なくとも保険法の典型契約としては、損害保険契約としてのみ存在し得る」旨を述べる吉澤卓哉教授の先駆的業績を参照しつつも、メタバースの普及・発展を前にして生命保険法学の停滞を招くことのないよう、あえて、原則として同業績と同じ前提に立ったうえで、「メタバース向け生命保険」の法的可能性を追求することを目的とするものである。その結果、本稿は、次のような結論を導き出した。

すなわち、考え得る仮説の 1 つとしての「メタバース向け生命保険」は、あるメタバース内のアバターがいずれは「死亡」する仕様となっていることを前提に、①わが国の現行保険法に従い、被保険者を自然人としたうえで、当該被保険者の死亡という現行保険法上の保険事故の発生に加え、アバターの「死亡」という付款(不確定期限)が充足されて初めて、保険金受取人に対して死亡保険金が支払われる、という約款を備えた生命保険契約、かつ、②保険期間中に被保険者とアバターの双方が「死亡」した場合に初めて死亡保険金が支払われることとなる一方、それ以外の場合には、満期保険金が支払われることとなる養老保険契約、である。こうした仮説は、期限の到来や期限の利益を重視する度合に応じて、さらに 2 つの考え方に大別されるところ、保険金の迅速・確実な支払いが生命保険会社における重要な任務であることや、アバターの「死亡」があくまでも付款に過ぎないことから、私見としては、期限の到来や期限の利益をさほど重要視しない考え方を支持する。この場合、「メタバース向け生命保険」としての意義は象徴的なものに止まると考えられるが、少なくとも、付款の対象となるアバターに深い愛情を注ぐ者の意向には一定程度沿うことができる。

■キーワード

I. はじめに

1. 本稿の問題意識と目的

吉澤卓哉教授は、2023 年、保険契約法の観点からメタバース(仮想空間)向け保険について考察した先駆的業績¹(以下、「吉澤論文」という)を発表された²。吉澤論文によれば、「メタバースにおいて、現実空間における人に相当するのはアバターである」³が、「アバターは人ではなく、仮想空間の一部を表現するための単なるデジタルデータに過ぎない」⁴ことから、アバターを保険の対象とする「生命保険契約」(保険法(平成 20 年法律第 56 号。以下、単に「保険法」という)2 条 8 号)は存在し得ず⁵、「アバターの生死…に関する保険は、少なくとも保険法の典型契約としては、損害保険契約…としてのみ存在し得る」⁶という。

考察の前提については後述するが(I-2 参照)、確かに、その限りにおいては、吉澤論文の指摘のとおりであろう。しかし、仮に、ここで議論が終了してしまえば、「生命保険法学は、少なくともわが国の現行保険法の下で、メタバースの普及・発展を受けて発展することはない」といったように、あたかも白旗を上げるのとほぼ同義ということになる。そして、これが生命保険法学として憂慮すべき事態であることは、おそらく論を俟たないであろう。そこで、本稿は、生命保険法学がこうした事態に直面しているという問題意識の下、「メタバース向け生命保険」に関する法的可能性について若干の考察を

¹ 吉澤卓哉「現実空間におけるメタバース(仮想空間)向け保険に関する法的論点」損害保険研究 85 巻 3 号 47 頁以下(2023 年)。

² さらに、吉澤教授は、その翌年の 2024 年、同「メタバース保険に関する法適用上の論点」保険学雑誌 667 号 109 頁以下(2024 年)を発表されている。

³ 吉澤・前掲注 1)62 頁。

⁴ 同前。

⁵ 保険法 2 条 8 号は、「生命保険契約」をして、「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの…をいう。」(強調は筆者による)と定義している。

⁶ 吉澤・前掲注 1)62 頁。

試みることを目的とする。

2. 考察の前提

I-1 で述べた問題意識と目的を踏まえる限り、本稿における考察は、原則として吉澤論文と同じ前提に立つべきであると考えられる⁷。そこで、ここでは、吉澤論文が依拠する前提、すなわち、本稿における考察の前提について確認しておきたい。

第1に、「メタバース」については、「未だ確固たる定義は存在しない」⁸ものの、「複数のユーザーが共有する 3D(3次元)の没入型環境であり、アバターを介して他のユーザーと交流できる」⁹仮想空間のことである¹⁰¹¹。また、「アバター」とは、メタバースに参加するための「自分の分身」¹²である。

第2に、吉澤論文は、その大きな特徴として、メタバースに関する保険について、「保険カバーの対象」と「保険契約に関する一連の手続」をそれぞれ「現実空間」と「メタバース(仮想空間)」に分け、次頁の表1のような4つの象限に分類する¹³。そのうえで、吉澤論文は、「メタバースの保険として本格的な法的検討が必要となるII R 類型の保険に関する論点」、かつ、「保険法に特有の論点」を扱っている¹⁴。II R 類型とは、「保険カバーの対象がメタバ

⁷ メタバースの問題を巡る保険法学研究としては、吉澤教授のほか、肥塚肇雄教授が、直近、同①「メタバース・ワールドにおけるアバターの法的地位と法創造ー保険契約の法的可能性の研究ー」保険学雑誌 667 号 1 頁以下(2024 年)、同②「メタバース・ワールドのアバターは死亡するか?ーメタバースにおける保険契約の在り方の法的可能性を探ってー」福原紀彦先生古稀記念論文編集委員会編『現代企業法の新潮流』(文眞堂、2025 年)320 頁以下を発表される等、特に精力的な取組みを続けておられる。

⁸ 吉澤・前掲注 1)49 頁。

⁹ AI 白書編集委員会編『AI 白書 2022』(角川アスキー総合研究所、2022 年)297 頁。なお、本稿執筆時点では、同書の 2023 年版が刊行されている。

¹⁰ 吉澤・前掲注 1)48-49 頁。

¹¹ この点、岡嶋裕史『メタバースとは何か ネット上の「もう一つの世界」』(光文社、2022 年)25-27 頁は、「現実とは少し異なる理で作られ、自分にとって都合がいい快適な世界」を狭義のメタバースと呼び、アバターの存否等は「都合のいい世界」を作るための要素技術だ」とする。メタバースという概念の理解を促進するうえで有益であるように思われるので、念のため付言しておく。

¹² 吉澤・前掲注 1)50 頁。

¹³ 同前。

¹⁴ 吉澤・前掲注 1)57-58 頁。

ースに存在するが、保険契約に関する一連の手続は現実空間において行われる」¹⁵というⅡ類型の保険のうち、「現実空間における法主体」¹⁶が負担するリスクをカバーするものをいう。

【表 1】

		保険契約に関する一連の手続	
		現実空間	メタバース (仮想空間)
保険 カバー の対象	現実空間	Ⅰ 類型	Ⅳ 類型
	メタバース (仮想空間)	Ⅱ 類型 (Ⅱ R 類型とⅡ M 類型)	Ⅲ 類型 (Ⅲ R 類型とⅢ M 類型)

〔出所〕 吉澤卓哉「現実空間におけるメタバース(仮想空間)向け保険に関する法的論点」
損害保険研究 85 巻 3 号 50 頁(2023 年)から引用。

以上をまとめると、吉澤論文は、「メタバース向け保険、すなわち、メタバースを保険カバーの対象とする、現実空間で保険契約手続が行われる保険のうち、現実空間の法主体が負担するリスクをカバーするもの(表 1 のⅡ R 類型の保険)に関して、保険契約法に特有の論点を検討する」¹⁷ものであり、本稿においても、原則として、こうした前提の下で考察を試みることにする。

3. 論述の要領

本稿は、Ⅰ-2 で述べた前提に従い、「保険カバーの対象」、すなわち、メタバース向け生命保険の「保険事故」の法的可能性について若干の考察を試みる。その際、生命保険法学にとって、メタバースという概念には一般に馴染

¹⁵ 吉澤・前掲注 1)51 頁。

¹⁶ 同前。具体的には、「損害保険契約における被保険者や生命保険契約や傷害疾病定額保険契約における保険金受取人」を指す(同前)。

¹⁷ 吉澤・前掲注 1)58 頁。

みが薄いと思われることに鑑み、ごく簡単な設例を用いることとする。そのうえで、第1に、当該設例に基づく基礎的な考察を試みる(Ⅱ)。第2に、当該設例を踏まえた若干の応用的な考察を試みる(Ⅲ)。最後に、まとめと今後の課題について述べる(Ⅳ)。なお、本稿は、専ら、生命保険契約の被保険者のあり方に焦点を当てて考察するものであって、保険契約者や保険金受取人のあり方については、さしあたり考察の対象外としている¹⁸。

Ⅱ．設例に基づく基礎的な考察

1. 設 例

- ・わが国に居住するAR¹⁹とBRは、現実空間における夫婦である。また、CRは、現実空間におけるARとBRとの間の生後間もない子である。
- ・ARとBRはともに、メタバースXに没入しているところ、Xへの参加のため、それぞれ、アバターAM²⁰、BMを有している。また、ARとBRは、CRが生まれたことを契機として、X内にアバターCMを投入した。

¹⁸ もっとも、保険契約者や保険金受取人のあり方について、ここでごく簡単に述べておく。第1に、保険契約者をアバターとすることの法的可能性について、もちろん、考察の余地はあるが、これは最早、保険契約に止まらない私法一般の問題である。とは言え、念のため付言しておく、保険契約者を自然人ではないアバターとするためには、アバターに法人格を付与することが必要になるものと考えられる。この点、ホップズ著、角田安正訳『リヴァイアサン1』(光文社、2014年)282頁が、「擬制に頼れば、ほとんどのものに対して人格を持たせることができる。たとえば、教会、病院、橋梁のような無生物は、それぞれ教区牧師、病院長、橋番によって代表される。」と述べるのとおり、法技術的には、アバターに法人格を付与することは必ずしも不可能ではなかろう。しかし、肝心なのは、そうした法的対応がなされることの社会的な必要性やコンセンサス(すなわち、立法事実)であるものと考えられる。なお、松尾光舟＝斉藤邦史「アバターに対する法人格の付与」情報ネットワーク・ローレビュー22号45頁以下(2023年)参照。第2に、保険金受取人をアバターとすることの法的可能性については、動物を権利主体と認めることができるかどうかという議論と相応の平仄を保っている面があるように思われる。この点については、例えば、デヴィッド・ファールブル著、萬澤陽子訳「動物のための新しい財産的な地位 ―エクイティ上の自己所有」キャス・R・サンスティン＝マーサ・C・ヌスパウム編著、安部圭介＝山本龍彦＝大林啓吾監訳『動物の権利』(尚学社、2013年)310頁以下、櫛橋明香「動物の法的地位 ―2015年フランス民法典改正―」松久三四彦＝後藤卷則＝金山直樹＝水野謙＝池田雅則＝新堂明子＝大島梨沙編『社会の変容と民法の課題(上巻) 瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集』(成文堂、2018年)45頁以下参照。

¹⁹ 「R」の表記は、現実空間(reality)における自然人を意味している。以下、同じ。

²⁰ 「M」の表記は、メタバース(metaverse)におけるアバターを意味している。以下、同じ。

- ・ X 内の各アバターは、現実空間における家族が 1 人でも X 内に存在している限り、存続することができる仕様となっている（つまり、AR、BR、CR のうち、1 人でも X 内に存在していれば、AM、BM、CM のすべてが存続することができる）。言い換えれば、X は、現実空間における家庭生活とは別に、仮想空間における独自の家庭生活を過ごすことができる点に特徴を有している。もっとも、仮想しているのはあくまでも平凡な家庭生活の世界であって、現実空間では考えにくい不老不死のような世界ではない。したがって、X 内の各アバターについても、いずれは「死亡」²¹する仕様となっている²²。
- ・ AR と BR はそれぞれ、AR、BR、CR のみならず、各自の唯一無二の分身である AM、BM、CM にも深い愛情を注いでいる。そこで、AR（及び BR）としては、可能であれば、保険契約者を AR、被保険者を AM、保険金受取人を BR とする、わが国の生命保険会社の生命保険（保険法第 3 章参照）に加入したいと考えている。また、AR（及び BR）としては、仮に、こうした生命保険への加入に困難を伴う場合であっても、遠くない将来、AR（及び BR）の意向が少しでも実現されるよう、次善の策が講じられることを望んでいる。

2. 考察① －被保険者をアバターとする生命保険契約の法的可能性－

AR（及び BR）は、被保険者をアバターたる AM とする生命保険への加入を望

²¹ 死亡の語に鍵括弧を付していることの意義については、後掲注 22) 参照。

²² メタバースを「現実とは少し異なる理で作られ、自分にとって都合がいい快適な世界」（前掲注 11) 参照）と捉えるのであれば、当然ながら、こうしたメタバースは存在し得ることとなる。また、吉澤・前掲注 1) 62-63 頁も、「アバターの「死亡」」を観念し得ることを当然の前提としている。この点、「アバターの「死亡」」は、「自然人の死亡」とは本質的に異なるものであって、実際には、「アバターのデータの不可逆的消失」とも言うべきものである。もっとも、「アバターのデータの不可逆的消失」という事象をして、当該メタバースの限りで「アバターの「死亡」」と称すること自体、特段の違法性はないものと考えられる。そこで、以下、本稿においては、「自然人の死亡」とは本質的に異なる「アバターの「死亡」」を指す表記として、死亡の語に鍵括弧を付することとする。なお、以上の議論に関して、肥塚②・前掲注 7) 329-331 頁参照。また、肥塚①・前掲注 7) 28 頁は、「アバターのデータの不可逆的消失」という事象をして、「死亡」の語でなく、「活動不能」の語を活用すべき旨を示唆している。

んでいるが、Ⅰ-1 で述べたように、わが国の現行保険法の下では、AR(及び BR)の本来の意向が実現することはない。なぜなら、保険法 2 条 8 号は、「生命保険契約」をして、「保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの…をいう。」²³と定義し、被保険者が自然人であることを前提としているからである²⁴。

仮に、AR(及び BR)の本来の意向が実現するとすれば、それは、「この章の罪については、電気は、財物とみなす。」と定める刑法 245 条のように、保険法第 3 章に「この章においては、アバターは、人とみなす。」といった規定が設けられた場合ということになるだろう。もちろん、将来的に、こうしたみなし規定が設けられる可能性が一切ないとまでは言えないであろうが、そのためには、そうした対応がなされることの社会的必要性が認知され、かつ、社会的コンセンサスが形成されなければならない(すなわち、立法事実が必要である)。

3. 考察② - アバターの「死亡」を付款とする生命保険契約の法的可能性 -

a. 仮説の提示

Ⅱ-2 の考察による限り、わが国の現行保険法の下では、被保険者をアバターたる AM とすることはできず、被保険者として A という「人格」²⁵を念頭に置くのであれば、被保険者を自然人たる AR とする以外に選択肢はない。

もっとも、AR(及び BR)の本来の意向は、あくまでも被保険者を AM とする

²³ 強調は筆者による。

²⁴ 前掲注 5) 参照。もっとも、被保険者をアバターとする生命保険契約を認めることが、わが国の現行保険法の解釈論として絶対的にあり得ないかと言えば、必ずしもそうではないかもしれない。例えば、損害保険契約における「一定の偶然の事故」(同法 2 条 6 号)については、発生するかどうかの不確実であるのに対し、生命保険契約における「人の生存又は死亡」(同法 2 条 8 号)については、その時期はともかく、発生自体は確実であるという特性に着目したうえで、仮に、「損害保険契約」をして「保険事故の発生が不確実な保険契約」、「生命保険契約」をして「保険事故の発生が確実な保険契約」と捉えることが可能であるとするならば(ただし、ここでは、保険契約の保険期間に対する考慮を横に措いている)、被保険者を(いずれは「死亡」することが確実な)アバターとする「生命保険契約」を観念することも可能となるかもしれない。

²⁵ AR の人格を観念することに何ら問題はないが、現行法上、アバターたる AM について人格を観念することはできない(前掲注 18) 参照)。そうした意図を込めて、ここでは、鍵括弧を付している。

ことであった。これはすなわち、「保険金受取人たる BR から見たリスク顕在化事象²⁶は、AR の死亡だけでなく、あくまでも、AR とアバターたる AM の双方の「死亡」である」ということにほかならない。言い換えれば、BR としては、仮に AR が死亡したとしても、X 内において引き続き AM と接していくことにより、従前と変わらない家庭生活を過ごすことができるのであれば、それでよい(つまり、ただちにリスクが顕在化したことにはならない)ということである。したがって、AR(及び BR)の意向に沿う次善の策は、「わが国の現行保険法に従い、被保険者を AR としたうえで、AR の死亡という現行保険法上の保険事故の発生に加え、AM の「死亡」という付款が充足されて初めて、BR に対して死亡保険金が支払われる²⁷、という約款を備えた生命保険契約」であると考えられる。そして、本稿は、「メタバース向け生命保険」につき、ひとまずこれを、現行保険法の下における仮説として提示することとする。

b. 仮説の第 1 検証 — 付款の適切性 —

果たして、II-3-a で述べた仮説は、理論的に正当性を持ち得るのであるだろうか。まずは、仮説中の「AM の「死亡」という付款」の法的性質について検討しておきたい。ここでいう「付款」²⁸は、「本款」と対置されるものであり²⁹、その内容については、「法律行為の法律効果の発生又は消滅について、効果意思の一体的内容として、これを制限するために附加される約款」³⁰あるいは「法律行為に入力された当事者の権利義務に関するプログラムの起動を、具

²⁶ 後掲注 27) 参照。

²⁷ 保険を論ずる場合の「リスク」の語は、一般に、経済的損失の発生の可能性という意味で用いられる(山下友信『保険法(上)』(有斐閣、2018 年)7 頁参照)。この点、アバターたる AM の「死亡」が、保険金受取人たる BR に対して直接に経済的損失をもたらすのであれば何ら問題はないが、仮にそうでなくとも、自然人たる AR が死亡している以上、本文のような内容をして、「保険金受取人たる BR から見たリスクの顕在化」と呼ぶことにつき、特に支障はないと考えられる。

²⁸ これについては、「附款」と表記される場合も少なくないが、本稿では、「付款」の表記で統一する。

²⁹ 於保不二雄＝奥田昌道編『新版 注釈民法(4) 総則(4)』(有斐閣、2015 年)550 頁[金山正信・直樹執筆]。なお、「付款」の語には広狭二義があるが、ここでいう「付款」は狭義のものである(同書 551 頁参照)。

³⁰ 於保不二雄『民法総則講義』(有信堂、1951 年)247 頁。

体的事情に応じて自在に操る制御プログラム」³¹というように説明される。そのうえで、設例(Ⅱ-1 参照)によれば、「仮想しているのはあくまでも平凡な家庭生活の世界であって、現実空間では考えにくい不老不死のような世界ではない。したがって、X 内の各アバターについても、いずれは「死亡」する仕様となっている。」³²とされていることから、「AM の「死亡」」は、不確定期限、かつ、死亡保険金支払債務の始期(履行期(限))。民法 135 条 1 項)に当たるものと解される³³³⁴。そして、こうした性質を有する付款について、少なくとも、文面上ただちに違法であるとまでは言えない³⁵。一方で、次の点については、さらなる検討を要する。

すなわち、設例による限り、「AM の「死亡」」が(到来時期は不確定ながら)将来の到来確実な事実であるとは言え、既に AR の死亡という現行保険法上の保険事故が発生している中で³⁶、死亡保険金支払債務の始期(履行期(限))が長期間にわたって到来しないというのは、たとえそれが AR(及び BR)の意向に沿うものであるとしても、決して望ましい状況ではない。ましてや、対象となる「メタバース向け生命保険」が死亡保険の一種である定期保険だと仮定するならば、死亡保険金支払債務の始期(履行期(限))が到来しないまま

³¹ 於保＝奥田編・前掲注 29)549 頁[金山正信・直樹執筆]。

³² 強調は筆者による。

³³ 於保＝奥田編・前掲注 29)578-579 頁[金山正信・直樹執筆]参照。なお、「AM の「死亡」」という付款の対象は、法律行為でなく権利であるが、これは、「べつに奇異なことではない」し(同 554 頁[金山正信・直樹執筆])、そもそも、保険契約の性質自体、保険者に条件付保険金支払義務を負わせるものであるという見解も含めて議論されているところである(山下・前掲注 27)83-85 頁参照)。この点に関連し、民法 166 条 3 項の規定ぶりを参照。

³⁴ 一般に、保険約款では、保険金支払債務の始期(履行期(限))は保険金請求に必要な書類が保険会社に到着した時を基準とする旨が定められているが、本稿では、原則として、この点を捨象したうえで論述を進める。なお、「債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。」と定める現行民法 412 条 2 項参照。

³⁵ この点、於保＝奥田編・前掲注 29)555 頁[金山正信・直樹執筆]は、「条件・期限は、法律行為の意思表示(効果意思)の一体的内容をなすものだから、原則として、法律行為自由の範囲内では、附款を付けるか否か、そして、その内容をどのように定めるかは、当事者の自由である。」と述べる。また、西原慎治「保険契約と条件の法理－民法総則における条件・期限の理解のために－」生命保険論集 194 号 147-148 頁(2016 年)参照。

³⁶ もっとも、時系列については、必ずしも AR が先に死亡し、AM が後に「死亡」するというわけではなく、その逆もあり得る。この点については、Ⅱ-3-c 参照。

に保険期間が満了するという事態すら生じ得るが、これは、実質上、「AM の「死亡」という付款」が「期限」でなく、将来の不確定な事実たる「(停止)条件」(民法 127 条 1 項)であり³⁷、場合によっては死亡保険金が支払われないこともある、という結論を招くことになってしまう³⁸³⁹。確かに、こうした問題に対しては、例えば、「保険期間の満了時にアバターの「死亡」が発生していないときは、保険期間の満了と同時にアバターの「死亡」が発生したものとみなす。」旨の特則を置くことによって解決を図ることもできよう。しかしながら、こうした特則は、そもそも、AR(及び BR)の意向に沿うものではないように思われる。

以上のように考えてみたとき、「メタバース向け生命保険」として想定することが適切なのは、死亡保険よりも、生死混合保険、とりわけ、死亡保険金と満期保険金が同額である養老保険と解されることになりそうである。そこで、以下では、養老保険を念頭に置いたうえで、さらに仮説の検証を進めることとしたい。

c. 仮説の第 2 検証 ―養老保険に基づく保険給付のあり方―

Ⅱ-3-b の検証を前提とし、かつ、養老保険を念頭に置くと、保険期間中に

³⁷ 山本敬三監修、香川崇＝竹中悟人＝山城一真『民法 1 総則』(有斐閣、2021 年)228-230 頁[香川執筆]参照。

³⁸ この点に関連し、いわゆる出世払契約の付款は条件と期限のどちらに当たるか、という論点が存在するが(これを不確定期限と解した判例として、大判大正 4 年 3 月 24 日民録 21 輯 439 頁。山本監修、香川＝竹中＝山城・前掲注 37)239 頁[香川執筆]参照)、そうした事案とは異なり、本文のような結論は、付款としての期限と本来の保険契約内容とが相俟ってもたらされるものであると解される。なお、付款が条件と期限のどちらに当たるかが争われた近時の事案として、数社を介在させて順次発注された工事の最終の受注者と当該受注者に対する発注者との間で、当該発注者が請負代金の支払いを受けた後に当該受注者に対して請負代金を支払う旨が約定された入金リンク条項につき、「本件請負契約においては、被上告人が上記請負代金の支払を受けたときは、その時点で本件代金の支払期限が到来すること、また、被上告人が上記支払を受ける見込みがなくなったときは、その時点で本件代金の支払期限が到来することが合意されたものと解するのが相当である。」と判示して、同条項を停止条件と解した原審を破棄した最一判平成 22 年 10 月 14 日集民 235 号 21 頁。

³⁹ こうした結論は、会計上の問題も孕むことになる。おそらくは、AR が死亡した時点で支払備金が計上されるのが会計上の取扱いと考えられるところ、死亡保険金支払債務の始期(履行期(限))が到来しないままに保険期間が満了した場合には、その満了の時をもって支払備金を取り崩すことになるものと思われる。

AR が死亡し、かつ、AM も「死亡」した場合に初めて、死亡保険金が支払われることとなる一方で、それ以外の場合には、満期保険金が支払われることとなる。より具体的に、保険期間満了までの時系列のパターンを整理すると、次の表 2 のようになる（なお、AR の死亡と AM の「死亡」の先後については、いずれのパターンもあり得る）。

【表 2】

パターン	保険期間満了までの時系列			支払われる 保険金	支払債務の 始期(履行期(限)) ⁴⁰
1	AR 死亡	⇒	AM「死亡」	死亡保険金	AM「死亡」時
2	AM「死亡」	⇒	AR 死亡	死亡保険金	AR 死亡時
3	AR 死亡	⇒	AM「生存」 ⁴¹	満期保険金	保険期間満了時
4	AM「死亡」	⇒	AR 生存	満期保険金	保険期間満了時
5	AR 生存	+	AM「生存」	満期保険金	保険期間満了時

[出所]筆者作成。

そのうえで、次の諸点については検討を要しよう。

第 1 に、満期保険金の支払いについて、一般的な養老保険約款では、「被保険者が保険期間の満了時まで生存したときは、満期保険金を満期保険金受取人に支払います。」といったように定められている。この点、「メタバース向け生命保険」たる養老保険として最も特徴的なパターン 3 の場合、「被保険者が保険期間の満了時まで生存したとき」という文言では齟齬をきたしてしまうため、例えば、「保険期間の満了時まで被保険者とアバターの双方又はいずれか一方が「生存」したことにより、死亡保険金の支払債務の履行期が開始しなかったとき」といったような文言にしておくことが必要となる。

⁴⁰ 前掲注 34) 参照。

⁴¹ 「アバターの「死亡」という鍵括弧付きの表記と同様の趣旨に基づき(前掲注 22) 参照)、ここでも、生存の語に鍵括弧を付した。以下、同じ。

第2に、民法136条1項が「期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。」と定めていることとの関係で、例えば、パターン1において、保険金受取人たるBRが、BMを介して故意にAMを「死亡」させた場合(すなわち、故意に期限を到来させた場合)、債務者たる生命保険会社は、ただちに死亡保険金を支払わなければならないのであろうか。結論から言えば、この点は、考え方次第あるいは価値判断次第かもしれない。すなわち、一方では、債権者たる保険金受取人が故意に期限を到来させる行為は債務者の期限の利益を損なうものと評価し得るから、保険約款中に、「期限は到来しなかったものとみなす」旨の規定を置くことにより⁴²、パターン3に則って保険期間満了時に満期保険金を支払うという考え方があり得る(以下、こうした考え方を「甲説」という)。他方では、既にARの死亡という保険事故が発生しているうえ、AMの「死亡」は、所詮、条件でなく期限でしかないと評価するのであれば、保険金受取人が故意に期限を到来させたことを殊更に問題視することなく、適法に期限が到来したのものとして死亡保険金を支払うという考え方があり得る(以下、こうした考え方を「乙説」という)。確かに、乙説には「メタバース向け生命保険」の存在意義と必ずしも整合しない面があるように思われるが、①保険金の迅速・確実な支払いは生命保険会社における重要な任務であること、②アバターの「死亡」はあくまでも付款に過ぎないことに照らし、筆者としては、さしあたり乙説を支持しておきたい。

第3に、民法136条2項が「期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。」と定めていることとの関係で、生命保険会社は、「ARは死亡したが、AMは未だ「生存」してい

⁴² この点、民法130条2項は、条件について、「条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。」と定めているが、於保＝奥田編・前掲注29)806頁[金山正信・直樹執筆]は、「民法の解釈としても、信義則に反して故意に不確定期限を到来させた場合には、130条の類推適用…の不確定期限へのさらなる類推適用を認めるべきである。その結果、…本来の期限の…到来すべき時を想定・推測することが不可能なときは、期限の利益を受ける者は、信義に反する行為をした者に対する制裁として期限は永久に到来しないとみなすことができる(その場合には附款は期限としての意味を失う)、と解釈すべきである。」と述べる。

る」という状況において、期限の利益を放棄して死亡保険金を支払うことができるのであろうか。この点、これを無秩序に認めてしまうことは、結果として、「生存」している AM」とともに家庭生活を過ごしている BR の利益を害することになると考えられる。言い換えれば、「AM の「死亡」」という期限は、債務者たる生命保険会社の利益のために定めたものと推定される一方で（民法 136 条 1 項）、元を辿れば、特定の-avatar に深い愛情を注ぐ相手方（債権者、すなわち、保険金受取人たる BR）の意向に即して設けられたものであった。したがって、この期限の利益は、「当事者双方のために認められた」⁴³ ものであり、その放棄を無秩序に認めてしまうことについては、原則として消極に解さざるを得ない。要するに、期限の利益の無秩序な放棄は、そもそも「メタバース向け生命保険」の存在意義と相容れないのである。ただし、AR 死亡の後、AM が未だ「生存」している状況において、保険金受取人たる BR があえて死亡保険金の支払いを求めてきた場合、私見によれば、生命保険会社が期限の利益を放棄して死亡保険金を支払うことに躊躇する必要はないものと考えられる⁴⁴。また、こうした私見は、先の第 2 の論点における乙説と整合的であるように思われる⁴⁵。

以上のように考えてくると、AR が死亡した後、AM が「生存」し続けている状況において、保険金受取人たる BR が、「メタバース向け生命保険」たる養老保険として最も特徴的なパターン 3 に則り、保険期間満了時に満期保険金の支払いを求めるのか、それとも、AM が「生存」している状況であっても、あえて死亡保険金の支払いを求めるのかは、専ら BR の選択に委ねられた問題であるということになるであろう。

⁴³ 於保＝奥田編・前掲注 29)811-813 頁[金山正信・直樹執筆]参照。

⁴⁴ この点、AR が死亡した時点で支払備金が計上されることが考えられることから、会計上の取扱いとしても特に問題はない(前掲注 39)参照)。

⁴⁵ こうした考え方に立てば、AR 死亡の後、AM が未だ「生存」している状況にあったとしても、現実空間における家庭生活上の経済的困難に直面した BR が、BM を介し、故意に AM を「死亡」させてまで死亡保険金を受け取るという行動に出る必要はなくなるものと思われる。

d. 仮説の第3検証 ―各約款規定の適用のあり方―

(1) 自殺免責の取扱い

一般的な養老保険約款では、責任開始日から起算して3年以内の自殺の場合には死亡保険金を支払わない旨の免責事由が定められている⁴⁶。これに関連して、ARが責任開始日から起算して3年以内に自殺した一方、AMが責任開始日から起算して3年を超えて「死亡」した場合（「自殺」⁴⁷であると否とを問わない）、死亡保険金の支払いは免責か、それとも、有責か。この問題の結論は、Ⅱ-3-cで述べた甲説と乙説のどちらを支持するかにより、半ば論理的に導かれるように思われる。具体的には、次のとおりである。

筆者は、Ⅱ-3-cにおいて、さしあたり乙説を支持した。乙説は、保険金受取人が故意に期限を到来させた場合であっても、そのことを殊更に問題視することなく、適法に期限が到来したものとして死亡保険金を支払うという考え方であった。また、期限の利益の放棄を巡っては、被保険者死亡後、アバターがなお「生存」していても、保険金受取人があえて死亡保険金の支払いを求めてくるのであれば、生命保険会社は、期限の利益を放棄して死亡保険金を支払ってよいというのが、乙説と整合的な考え方であった。要するに、乙説は、一言で言えば、期限の到来や期限の利益を必要以上に重要視しない立場である。その結果、Ⅱ-3-cの最後で述べたように、「ARが死亡した後、AMが「生存」し続けている状況において、保険金受取人たるBRが、「メタバース向け生命保険」たる養老保険として最も特徴的なパターン3に則り、保険期間満了時に満期保険金の支払いを求めるのか、それとも、AMが「生存」している状況であっても、あえて死亡保険金の支払いを求めるのかは、**専らBRの選択に委ねられた問題である**」⁴⁸ということになるわけである。そうすると、逆に、自殺免責の取扱いについては厳格な立場を取らざるを得ないこ

⁴⁶ 保険法51条1号参照。なお、同号では、自殺免責の期間制限は設けられておらず、全期間免責とされている。

⁴⁷ 自殺の語に鍵括弧を付した趣旨は、アバターを巡る「死亡」の語に鍵括弧を付したのと同様である（前掲注22）参照。

⁴⁸ 強調は筆者による。

ととなる。なぜなら、先の問題を有責としてしまうと(言い換えれば、責任開始日から「死亡」までの期間を、被保険者基準でなく、アバター基準で計算してしまうと)、被保険者が責任開始日から間もなく自殺した後、アバターがなお「生存」している状況において、保険金受取人があえて死亡保険金の支払いを求めてくれば、生命保険会社は死亡保険金を支払わざるを得ないという結論に行き着きかねないからである。こうした結論は、まさに自殺免責条項を有名無実化することにほかならない。確かに、このような場合には保険金受取人は死亡保険金の支払いを求めることができない(言い換えれば、生命保険会社は期限の利益を放棄しない)旨の規定を保険約款に盛り込めばよいのであろうが、こうした対応は、いささか煩雑に過ぎるように思われる。したがって、乙説を支持する場合には、アバターたる AM の「死亡」日にかかわらず、被保険者たる AR の死亡日を基準として、一律に免責か有責かを判断すべきであろう。

(2) 対象となるアバターの変更の取扱い

一般的な養老保険約款では、保険契約者や保険金受取人の変更に関する規定が手当てされているが⁴⁹、「メタバース向け生命保険」を想定した場合、これらに加えて、対象となるアバターの変更に関する規定を手当てすることが必要となるかもしれない。こうした前提に立った場合、当該規定の手当てにあたって何らかの留意が必要となるであろうか。例えば、AR(及び BR)が、期限の到来が極力早くなることを企図して、従来の AM とは別に、「死期」⁵⁰の近い AMⅡを X 内に新たに投入したうえ、対象となるアバターを AM から AMⅡに変更するというような行為は許されるのであろうか。

この問題の結論についても、Ⅱ-3-c で述べた甲説と乙説のどちらを支持するかにより、半ば論理的に導かれる。すなわち、筆者のように、期限の到来や期限の利益を必要以上に重要視しない乙説を支持する場合には、先の例の

⁴⁹ 保険金受取人の変更について、保険法 43 条参照。

⁵⁰ 死期の語に鍵括弧を付した趣旨は、アバターを巡る「死亡」の語に鍵括弧を付したのと同様である(前掲注 22)参照)。以下、同じ。

ような行為は特に問題なく許されると言ってよい。一方、期限の到来や期限の利益を比較的重要視する甲説の場合、先の例のような行為を許すという結論は、論理的な整合性にやや難を残す⁵¹。もっとも、AR(及びBR)として、AMよりも「死期」に近いAMⅡに対してより深い愛情を注ぐようになったというケースもあり得ることに鑑みれば、甲説においても、AMⅡへの変更が絶対的に許されないとまでは言えないように思われる。

(3) 必要な事項の確認の取扱い

一般的な養老保険約款では、保険金の支払いのために必要と認められるときは、所定の事項の確認を行うことができ、この場合、生命保険会社においては、相当の期間⁵²、遅滞の責任を負うことなく保険金の支払いが猶予される旨が詳細に定められている⁵³。しかるに、「メタバース向け生命保険」においては、アバターの「死亡」に関する事項の確認を要する場合は考えられよう。もっとも、Ⅱ-3-cで述べた甲説と乙説とでは、その確認の取扱いに差異が生じる可能性がある。具体的には、次のとおりである。

保険法 51 条 1 項は、生命保険会社が遅滞の責任を負うことなく確認を行うことができる事項につき、「保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項」と定めている⁵⁴。しかるに、乙説は、期限の到来や期限の利益を必要以上に重要視しない。要するに、アバターが「死亡」したかどうか、また、「死亡」したとして、いつ「死亡」したかといった事項は、保険金の支払いにあたって、さほど重要ではない。したがって、乙説に立つ場合、アバターの「死亡」に関する事項は、生命保険会社が遅滞の責任を負うことなく確認を行うことが

⁵¹ なぜなら、「死期」に近いAMⅡへの変更を認めた場合、その分、期限の到来が早くなるわけであり、生命保険会社としては、一定程度、期限の利益の放棄を余儀なくされるのと同様の結果となるからである。

⁵² 「相当の期間」については、原則として45日と定められている例が多い。

⁵³ 保険法 52 条 1、3 項参照。また、「保険実務上、履行期を定めないことはないの」で、実質的に意味があるのは、履行期の定めのある場合に係る…1 項である。」と述べる山下友信『保険法(下)』(有斐閣、2022 年)377-378 頁参照。

⁵⁴ この点、山下・前掲注 53)379 頁は、「保険者が確認することができる各事項には、例示されているもののほか保険者が保険金支払義務の存否およびその額について確定するために確認が必要な事項に該当するものが含まれる。」と述べる。

できる事項として認められない可能性が高いものと考えられる⁵⁵。一方、期限の到来や期限の利益を比較的重要視する甲説の場合、アバターの「死亡」事実や「死亡」時期は、支払うべき保険金が死亡保険金か満期保険金かを決めるから(Ⅱ-3-cの表2参照)、これらは、生命保険会社が遅滞の責任を負うことなく確認を行うことができる事項として認められる可能性が高いように思われる。

e. さしあたりの小括

以上、Ⅱ-3においては、設例(Ⅱ-1参照)を前提に、「メタバース向け生命保険」として、「わが国の現行保険法に従い、被保険者をARとしたうえで、ARの死亡という現行保険法上の保険事故の発生に加え、AMの「死亡」という付款(不確定期限)が充足されて初めて、BRに対して死亡保険金が支払われる、という約款を備えた生命保険契約」、かつ、「保険期間中にARが死亡し、かつ、AMも「死亡」した場合に初めて、死亡保険金が支払われることとなる一方で、それ以外の場合には、満期保険金が支払われることとなる養老保険契約」という仮説⁵⁶を提示した。そのうえで、こうした仮説は、期限の到来や期限の利益を重視する度合に応じて、さらに甲説と乙説に大別された。両説の論点整理は次頁の表3のとおりであり、同表の提示をもってⅡ-3のさしあたりの小括とする。

⁵⁵ 一般の生命保険契約における類似の例には、次のようなものが挙げられる。すなわち、被保険者死亡の直前に保険金受取人の変更が行われていたような場合、生命保険会社においては、当該変更の有効性を確認することがあるが、これは、生命保険会社が遅滞の責任を負うことなく確認を行うことができる事項として認められていない(つまり、生命保険会社は、遅滞の責任を負ったうえで確認していることになる)。

⁵⁶ 仮説では、パターン3(Ⅱ-3-c参照)のように、保険契約者兼被保険者たるARが死亡した場合であっても、アバターたるAMが保険期間満了時まで「生存」していれば、満期保険金の支払対象になることを踏まえ、満期保険金受取人についてもBRとするという前提を置いている。この場合、BRに支払われる満期保険金は、原則として贈与税の課税対象になってしまう点が、仮説のウィークポイントの1つである。もっとも、保険契約者をBRとするという形で(この場合、死亡保険金、満期保険金ともに、原則として所得税の課税対象になる)、一定の対策を講じることは可能である。また、保険契約者と保険金受取人を同一人とするについては、Ⅲ-2における考察とも相通じる面がある。

【表 3】

論 点	甲 説	乙 説
期限の到来や期限の利益の重視度	比較的重要視する。	重要視しない。
故意の期限到来の場合	期限未到来とみなし、保険期間満了時に満期保険金を支払う。	適法な期限到来として、死亡保険金を支払う。
期限の利益の放棄 (アバター「生存」中の死亡保険金請求への対応)	期限の利益を放棄せず、アバターの「生存」、「死亡」の状況に従って保険金の支払いを決する。	期限の利益を放棄し、死亡保険金を支払う。
自殺免責の取扱い	被保険者の死亡日が免責期間内であっても、アバターの「死亡」日が免責期間経過後であれば、有責とすることも可能。	被保険者の死亡日を基準にして免責か有責かを判断する。
対象となるアバターの変更の取扱い	「死期」の近いアバターへの変更は必ずしも許されないわけではない。	「死期」の近いアバターへの変更は許される。
必要な事項の確認の取扱い	アバターの「死亡」に関する事項は、生命保険会社が遅滞の責任を負うことなく確認を行うことができる事項として認められる可能性が高い。	アバターの「死亡」に関する事項は、生命保険会社が遅滞の責任を負うことなく確認を行うことができる事項として認められない可能性が高い。
「メタバース向け生命保険」としての意義	特にパターン 3(Ⅱ-3-c 参照)について、実質的な意義を有する。	パターン 3(Ⅱ-3-c 参照)を含めて象徴的な意義に止まる。

[出所]筆者作成。

f. 「メタバース向け生命保険」に対するニーズは存在するか？

以上のように、Ⅱ-3-e では「さしあたりの小括」を述べたが、そこにおいて「さしあたり」と言っている理由は、そもそも、そうした「メタバース向け生命保険」を世に送り出すことに対するニーズ⁵⁷が存在するかどうかの検討が未了であるからである。そこで、以下、この点に対する検討を行うこととする。

Ⅱ-1 の設例においては、AR と BR がそれぞれ、AR、BR、CR のみならず、各自の唯一無二の分身である AM、BM、CM にも深い愛情を注いでいることを強調しておいた。この点、自然人において深い愛情を注ぐ対象が決して自然人に限られるわけでないことは、いわゆるペットロスの問題を持ち出すまでもなく、一般に知られているところである。しかるに、時事通信社のある記事では、次に引用するとおり、ペットロスに陥った飼い主たる自然人が、そのペットのアバターという存在を得たことにより、同人のペットロスが和らぐこととなった旨が紹介されている⁵⁸。

「2024 年 4 月、「お月さまから配信している」と話す 1 匹のウサギの動画が SNS 上で拡散しました。投稿したのは、2 年前にこのウサギを亡くしたかつての飼い主。一時は「ペットロス」の状態に陥り、食事も取れないほど憔悴したそうですが、愛兔そっくりな「アバター」（画面上で動く分身）を制作したことで、悲しみが癒やされたといいます。」⁵⁹

「アバターをタブレット端末に表示させると、本物のむーた[筆者注・飼い主がペットたるウサギに付けた名前]とほとんど同じ大きさに。生前と同じように鼻をぴくぴくと動かす様子を見た渡辺さんの母親は、「むーちゃんが戻ってきた」「お帰りね、お帰りね」と言って、涙を流して喜んだという。

⁵⁷ ここでいう「ニーズ」は、法制定の場面における「立法事実」に似ていると言っ
てよい。この点、メタバースと保険契約の関係を巡る考察においては、そもそも、立法
事実の存否を考慮しなければならない場合が多いものと考えられる（例えば、前掲注
18）、Ⅱ-2 参照）。

⁵⁸ 「愛兔との別れ、癒やした「アバター」 ◆ペットロスに効果？専門家解説」時事
ドットコムニュース・取材班インタビュー2024年5月26日11時00分記事。

⁵⁹ 同前記事中の冒頭紹介。

渡辺さん自身も、本物のむーたに似せようと苦心しているうちに、だんだんと喪失感が和らぎ、食事も取れるようになっていった。「本物ではない『ごっこ遊び』だと分かっている、母も私もこのアバターに救われた。喜ぶ母の姿を見て、ああ、良いものを作ったなと思えた」と感慨深そうに振り返る。」⁶⁰

そのうえで、同記事によれば、こうした状況については、いわゆるグリーフケアの観点から、次のように説明することができるという。

「私たちの協会[筆者注・一般社団法人日本グリーフ専門士協会]では、喪失による悲嘆反応のことを「グリーフ」、ペットを失うことによるグリーフを「ペットロス」と定義しています。大切な存在を失うと、喪失感や罪悪感、孤独感といった感情面の影響だけでなく、食事や睡眠が取れない、人に会いたくないなど、体調や人間関係、仕事などの社会活動にも影響が出ることがあります。それらの生きづらさを支える取り組みが「グリーフケア」です。」⁶¹

「亡くなった子に会いたい気持ちは何年も続くものです。むーたくんのことを思いながらアバターを作ったことや、むーたくんが動く姿をいつでも見られるようになったことで、喪失感が和らいだのだと思います。動画投稿を通じた交流で、悲しい気持ちを他の人と共有できたことも、癒しにつながったのではないのでしょうか。

ペットは言葉を話せないので、飼い主さんは自分をどう思っていたのか知ることができません。それが罪悪感につながってしまうこともあるのですが、アバターであってもむーたくんの肯定的な言葉は飼い主さんが自分を責める気持ちを和らげる働きがあると感じます。」⁶²

この点、グリーフケアという考え方については、一般社団法人生命保険協会が2021年に「保険金・給付金支払時にお客さまの心情に寄り添うためのハ

⁶⁰ 前掲注 58) 記事中の「「むーちゃん戻ってきた」涙した母」。

⁶¹ 前掲注 58) 記事中の「喪失感なぜ和らいだ？ 専門家解説」[先崎直子・一般社団法人日本グリーフ専門士協会理事談]。

⁶² 同前。

ンドブック ～グリーフケアに基づくお客さま対応の手引き～」と題する冊子⁶³を作成・公表していることから明らかなように、元来、生命保険や生命保険業界にとって馴染み深いものであって、筆者としても、その重要性には首肯することができる⁶⁴。

以上のように、自然人においては、ペットはもちろんのこと、そのアバターに対しても愛情を注ぐことができ、かつ、そのことに精神的・社会的意義が認められるのであるから、尚更、自然人のアバターに対しても深い愛情を注ぐことができるのであり⁶⁵、もって、本稿の仮説としての「メタバース向け生命保険」を世に送り出すことに対するニーズは存在すると言ってよいように思われる。

Ⅲ．設例を踏まえた若干の応用的な考察

1. アバターの「死亡」に関する付款が(停止)条件である場合

Ⅱ-3 では、設例(Ⅱ-1 参照)に従い、アバターたる AM の「死亡」という付款を不確定期限と性質決定したうえで考察を試みた。では、設例を少し変えて、AM をはじめ、設例に登場する X 内の各アバターは、いつか必ず「死亡」するわけではなく、場合によっては「死亡」しないこともあるとすると、果

⁶³ 冊子の詳しい内容については、一般社団法人生命保険協会ウェブサイトの以下の URL 参照。

<https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/grief-care/>

⁶⁴ グリーフケアに関する文献は多岐にわたるが、さしあたり、E・A・グロルマン編著、日野原重明監訳、松田敬一訳『愛する人を亡くした時(新装版)』(春秋社、2003 年)、カール・ベッカー編著、山本佳世子訳『愛する者の死とどう向き合うかー悲嘆の癒しー』(晃洋書房、2009 年)、松家かおり『グリーフケアに学ぶ、深い悲しみの癒やし方 愛する人を失ったとき あなたに起こること』(日貿出版社、2018 年)参照。

⁶⁵ この点に関連し、肥塚①・前掲注 7)28 頁は、「仮に当該アバターが永遠に活動を停止した場合であっても、外形上当該アバターと同じようなアバターを作成することが可能であるから、リアル・ワールドにおける「死亡」と同じような概念を、メタバース・ワールドにおいて考えることは難しいであろう。」と指摘するが、私見によれば、少なくともメタバースと生命保険(契約)の関係を巡る考察の場面において、アバターは、決して、単なる無機質なデータ(前掲注 22)参照)に止まるわけではなく、それ自体、自然人が深い愛情を注ぐ対象たり得る以上、「当該アバター」と「外形上当該アバターと同じようなアバター」は、あくまでも別個の存在として捉えられなければならない。

たして、Ⅱ-3における考察に変化は生じるのであろうか⁶⁶。

この点、「AMは「死亡」するかもしれないが、もしかすると、「死亡」しないかもしれない」とするならば、AMの「死亡」という付款は、不確定期限でなく、停止条件(民法127条1項)ということになる。もっとも、Ⅱ-3においては、「既にARの死亡という現行保険法上の保険事故が発生している中で、死亡保険金支払債務の始期(履行期(限))が長期間にわたって到来しないというのは、たとえそれがAR(及びBR)の意向に沿うものであるとしても、決して望ましい状況ではない」(Ⅱ-3-b参照)という価値判断に立ち、「メタバース向け生命保険」として生死混合保険たる養老保険を想定したうえで考察したので、その限りにおいては、付款が不確定期限であるか停止条件であるかによって、Ⅱ-3における考察の結果が影響を受けることはない。一方、前述のように望ましい選択ではないものの、「メタバース向け生命保険」として死亡保険(定期保険、終身保険)を想定した場合、考察の結果は次のようになる。すなわち、①定期保険については、付款が不確定期限であっても問題を孕むのであるから(Ⅱ-3-b参照)、付款が停止条件であれば尚更ということになる。また、②終身保険については、付款が不確定期限であれば、期限の到来までの期間が極めて長期にわたる可能性はあるものの、死亡保険金支払債務の始期(履行期(限))はいつか必ず到来すると言える一方、付款が停止条件であれば、定期保険と同様の問題を孕むこととなろう。以上の考察の結果を簡単な一覧にまとめると、次頁の表4のとおりとなる。

なお、言うまでもないが、さらに設例を変え、AMをはじめ、設例に登場するX内の各アバターは絶対に「死亡」することがないと仮定するならば、AMの「死亡」という付款は、不能の停止条件として無効ということになる(民法133条1項)。

⁶⁶ なお、こうした仮定の下において、少なくとも、前掲注24)のような解釈論は成立し得ない。

【表 4】

保険種類	付款が不確定期限の場合	付款が停止条件の場合
養老保険	○	○
終身保険	△	×
定期保険	×	×

[注]「メタバース向け生命保険」として、○は適切、△は不適切とまでは断言できないが望ましくはない、×は不適切。

[出所]筆者作成。

2. 「メタバース向け生命保険」が養老保険以外の生死混合保険である場合

Ⅱ-3 では、設例(Ⅱ-1 参照)に従い、保険契約者と被保険者を AR としたうえで、AR の死亡という現行保険法上の保険事故の発生に加え、AM の「死亡」という付款(不確定期限)が充足されて初めて、BR に対して死亡保険金が支払われることとなる一方、それ以外の場合には、満期保険金が支払われることとなる養老保険契約について考察を試みた。この点、Ⅱ-3 において養老保険を考察の対象としたのは、それが生死混合保険の代表例だからであった(Ⅱ-3-b 参照)。翻って、設例では、AR と BR との間の生後間もない子である CR も登場しているところ、未成年の子を被保険者とする生命保険も、通常、生死混合保険である(「こども保険」と総称されることが多い)。そこで、こうした生死混合保険についても、Ⅱ-3 における考察が妥当するかどうか、応用的に検証しておこう。検証対象としては、次頁の内容中の下線部分を想定することとする。また、想定する契約形態については、保険契約者を AR、被保険者を CR、充足すべき付款を CM の「死亡」、死亡保険金受取人及び満期保険金受取人を AR とする。

【検証対象】

◆こども保険

- ・子どもの入学や進学に合わせて祝金や満期保険金を受け取れるタイプのものと、① 18 歳から 22 歳までなど数年にわたって毎年祝金(学資年金)を受け取れるタイプのものがあります。
- ・② 親などの契約者が死亡した場合、一般的にその後の保険料払込みが免除されます。さらに、満期まで育英(養育)年金や一時金を受け取れるものもあります。
- ・③ 保障の対象になっている子どもが死亡した場合、死亡給付金を受け取れますが、金額は少額です。

[出所]公益財団法人生命保険文化センターウェブサイト「主契約の種類」－「こども保険」⁶⁷から抜粋。下線及び○内数字は筆者による。

まずは、検証対象①及び③について取り上げる。18 歳から 22 歳までの計 5 年間(計 5 回)の祝金(学資年金)は、それぞれの年において CR と CM のいずれか一方が「生存」している限り、支払われることとなる。この点、通常のこども保険の場合には、CR が死亡すれば少額の死亡給付金が支払われることとなるが、「メタバース向けこども保険」の場合には、CM さえ「生存」していれば、祝金(学資年金)が支払われることとなる。このとき、もし、支払額について、「死亡給付金額<祝金(学資年金)額」という関係にあるとすると、死亡保険金と満期保険金と同額である養老保険と異なり、保険料水準に影響をもたらすという可能性が考えられる⁶⁸。もっとも、公益財団法人生命保険文化センターウェブサイト⁶⁹によれば、次のような説明がなされていることか

⁶⁷ https://www.jili.or.jp/knows_learns/kind/main/32.html

⁶⁸ 念のため付言しておく、養老保険につき、死亡保険金と満期保険金と同額であるからと言って、死亡保険金と満期保険金の各支払割合の変動が保険料水準に一切の影響を与えないというわけではない。しかし、「メタバース向け生命保険」たる養老保険の場合、パターン 3(Ⅱ-3-c 参照)のように、死亡保険金の支払いが満期保険金の支払いに振り替わることはあっても、その逆はない。したがって、一般的に言えば、「メタバース向け生命保険」たる養老保険が生命保険会社の収益に悪影響を及ぼすという事態は考えにくい。

⁶⁹ 前掲注 67) 参照。

ら、必ずしも「死亡給付金額<祝金(学資年金)額」という関係になるわけではなく、結局のところ、こども保険の個別具体的な契約内容次第ということになる。

- ・こども保険は貯蓄機能を備えていますが、祝金や満期保険金の受取総額が払い込んだ保険料総額を下回ることがあります。
- ・保険期間中に、被保険者である子どもが死亡した場合、払い込んだ保険料相当額などの死亡給付金を受け取れます。

いずれにせよ、支払額について、「死亡給付金額<祝金(学資年金)額」という関係になる場合、保険料水準を巡る実務検討が求められる点には留意が必要である。

次に、検証対象②について取り上げる。こども保険には、多くの場合、保険契約者である親の保障が組み込まれている(つまり、こども保険の多くは、いわゆる連生保険である)。そこで、保険契約者である親(ここでは、AR)についてもAMの「死亡」という付款を設ける必要があるかどうかが問題となる。しかし、「メタバース向けこども保険」と称するにあたって、被保険者である子(ここでは、CR)についてCMの「死亡」という付款を設ける必要はあるとしても、保険契約者である親について付款を設けることは必須とは言えない。実際にも、契約内容が過度に煩雑になることを回避するという意味で、これを設けないことが望ましいように思われる。

IV. まとめと今後の課題

以上、本稿は、「アバターの生死…に関する保険は、少なくとも保険法の典型契約としては、損害保険契約…としてのみ存在し得る」⁷⁰とする吉澤論文

⁷⁰ 前掲注6)。

を参照しつつも、メタバースの普及・発展を前にして生命保険法学の停滞を招くことのないよう、あえて、原則として同論文と同じ前提に立ったうえで（Ⅰ-2）、「メタバース向け生命保険」の法的可能性を追求することを目的に論述を進めてきた。本稿が導き出した主な結論はⅡ-3-eにおいて小括したとおりであり、そこには実際上のニーズが認められることも明らかにした（Ⅱ-3-f）。確かに、現行保険法の下では、アバターを保険の対象、すなわち、被保険者とする「生命保険契約」は存在し得ないというのが一般的な理解であるが、アバターの「死亡」を付款（特に、不確定期限。なお、（停止）条件の場合については、Ⅲ-1）とする生命保険契約（特に、養老保険契約。なお、養老保険以外の生死混合保険の場合については、Ⅲ-2）であれば、現実的にも存在し得るうえ、付款の対象となるアバターに深い愛情を注ぐ者の意向にも一定程度沿うことができるであろう。以上のような成果を導き出したという点において、本稿は相応の意義を有しているものとする。

もっとも、裏を返せば、現行保険法の下における「メタバース向け生命保険」というのは、結局のところ、アバターの「死亡」を付款とする「通常の生命保険」でしかない。とは言え、Ⅱ-2で述べたように、もしかすると、今後のメタバースの普及・発展の状況次第では、保険法第3章に「この章においては、アバターは、人とみなす。」といった規定が設けられる時代が来るかもしれない。いずれにせよ、メタバースの普及・発展の状況に即応して生命保険法学も発展を続けていくことこそ、今後の課題と言ってよいのではなかろうか。

（筆者は株式会社シーエスエス（住友生命保険子会社）勤務、博士（法学））